

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年2月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

増値税改革に関する新規定の公布による一部の業界特有の問題についての取扱いの明確化

中国財政部と国家税務総局は2017年12月25日に財税[2017]90号通達¹(以下「90号通達」)を公布した。90号通達は、金融業、交通運輸業などの業界において論争があった問題に関する取扱いを明確化し、増値税仕入税額控除、特定業界の免税政策などについて新たに規定するものである。

下記の政策は2018年1月1日から施行されている。

1. 増値税一般納税者の仕入税額控除

- 固定資産、不動産を**賃借**し、増値税一般課税項目に用いると同時に、増値税簡易課税項目、増値税免税項目、集団福利・個人消費にも用いる場合、リース料に係る増値税の全額を仕入税額控除に用いることができる。
- 道路通行料の仕入税額控除について、**有料道路通行料増値税電子普通発票**に明記された増値税の金額を仕入税額控除に用いることができる。この規定は、2018年に実施される有料道路通行料の増値税発票電子化措置に応えたものである。納税者が増値税電子普通発票を取得できなかった場合、高速道路の通行料については2018年1月1日～6月30日の間に、一級・二級公路の通行料については2018年1月1日～12月31日の間に、引き続き従来の方法で仕入税額控除を行うことができる。

2. 金融業

(1) 資産管理商品

- 貸付サービス:2018年1月1日以降に発生した**利息及び利息の性質を持つ収入**を課税売上高とする
- 2017年12月31日以前に取得した株式(譲渡制限付株式を含まない)、債券、基金、非貨物商品先物の譲渡:下記いずれかの方法で確定した取得価額に基づき、課税売上高を計算する

- **実際の取得価額**に基づき、課税売上高を計算する
- **2017年度の株取引の最終日における終値**(2017年度の株取引の最終日に売買停止状態にある銘柄は、売買停止直前の最後の取引日における終値)、**債券の評価額**、**非貨物商品先物の清算値段**を取得価額とし、課税売上高を計算する

(2) 保証料収入

保証サービス及び再保証サービスの増値税免税範囲を拡大した。**農家、小型企業、零細企業及び個人事業主**の資金借入、債券発行に融資保証及びそれに関わる再保証を提供する場合、取得した保証料収入は増値税が免税扱いとなる。その内、複数の元の保証契約を対象として再保証を提供する場合、保証対象である全ての元の保証契約が増値税免税扱いでなければ、当該再保証契約は免税適用を受けられず、増値税を納付しなければならない。上述の免税政策の有効期間は、2018年1月1日～2019年12月31日である。

3. 交通運輸業

有効期限が切れたチケット(販売が実現したが、使用されなかったチケット)に関する収入は、「交通運輸サービス」として増値税を徴収する。チケットのキャンセルに関する収入(払戻手数料、サービス料金など)は、「その他の現代的サービス」として増値税を徴収する。

4. 仲介代理業

航空運輸仲介企業の提供する航空券海外セグメント購入代行サービスは、増値税差額徴税方式の適用対象であり、控除項目の有効証憑は国内企業発行の発票又は旅程確認書、及び国外企業発行の署名済み領収書又は海外公証機構発行の確認書を含む。

1 財税[2017]90号(中国人民共和国財政部ウェブサイト(中国語))

5. その他の業界

- 「納税者が農業生産を目的とする農業生産者に払下げ土地を流通する場合、増値税を免除する」政策は、2016年5月1日～2017年6月30日に遡及適用される
- 2016年5月1日から、社会団体の徴収する会費は、増値税免税扱いとなる

増値税改革の実施から1年半の間、政府部門は政策実施の過程で浮上した細部の問題に対応し、増値税改革の順調な推進を確保するため、一連の通達を公布した。90号通達は、固定資産に関わる仕入税額控除の取扱いを明確にし、複数の業界における増値税改革の実務に論争があった問題について詳しく規定し、特定の免税政策の適用範囲又は適用期間を拡大することで、増値税改革の対象企業に利益をもたらす、納税者の税負担軽減に寄与するものである。各企業においては、引き続き増値税改革に関する後続の政策の公布に留意することで、自社の業務に関わる税務処理を適時に更新することを推奨する。

過去のニュースレター

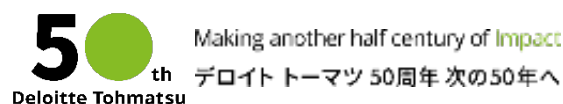
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所
パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所
〒100-8305
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階
Tel: 03-6213-3800(代)
email: tax.cs@tohmatsu.co.jp
会社概要: www.deloitte.com/jp/tax
税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001